(c)　実施機関の職員の通常の職場が所在する接受国の国内で及び当該接受国との関係において、実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員に関し、国際的危機の場合における帰国の便益であって外国の外交官に与えられるものと同一のもの

(2)　(1)(a)の規定は、第九章に定める秘密の情報の保護に関する国内法令の違反に関する限りにおいて、各接受国の国民及び永住者については、適用しない。

(3)　(1)(c)の規定は、接受国の国民及び永住者については、適用しない。

第三十九条

実施機関の職員（接受国の国民又は永住者でない者に限る。以下この条において同じ。）は、その通常の職場が所在する接受国の国内で及び当該接受国との関係において、次の特権及び免除を享有する。

(a)　ＧＩＧＯが実施機関の職員に支払った給料及び手当に対する課税の免除

(b)　実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員に関し、出入国制限及び外国人登録手続の免除であって国際機関の職員に通常与えられるもの

(c)　最初にその職に就く際に、家具及び手回品を一又は二以上の別個の積荷として関税の免除を受けて輸入する権利。当該家具及び手回品は、合理的な期間内に、かつ、いかなる場合にも接受国に入国した日から六箇月以内に発送する。

第四十条

接受国の政府は、実施機関の職員であってその通常の職場が自国の領域内に所在し、かつ、自国の国民又は永住者でないもの及びその世帯に属する随伴する家族の構成員に対し、自国の適用のある法令に従い、所持者の地位を明示する身分証明書を発給する。

第四十一条

(1)　実施機関の職員の世帯に属する随伴する家族の構成員であって当該実施機関の職員の通常の職場が所在する接受国の国民又は永住者でないものは、当該接受国の領域内で、当該接受国の適用のある法令に従って自営業又は給料を得る労働に従事することを認められる。

(2)　接受国の権限のある当局は、(1)の規定に従い、労働に従事する随伴する家族の構成員に対して就労許可証を発給する。

第四十二条

この条約によって与えられる特権及び免除を害することなく、接受国の法令を尊重すること及び接受国の国内問題に介入しないことは、特権及び免除を享有する全ての者の義務である。

第四十三条

(1)　ＧＩＧＯ及びその人員は、裁判の正当な実施を容易にし、警察、火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他これらに類する法令の遵守を確保し、並びにこの条約に定める便益、特権及び免除に関連する濫用の発生を防止するため、接受国の権限のある当局と常に協力する。

(2)　特権及び免除は、ＧＩＧＯの利益のために人員に与えられるものであって、当該人員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

(3)　(4)及び(5)の規定が適用される場合を除くほか、実施機関の職員、ＧＩＧＯの構内並びにＧＩＧＯの財産及び資産については、首席行政官のみが、免除を放棄する権利及び義務を有する。首席行政官は、裁判の正当な実施を阻害するものであると判断する場合には、関連するいかなる免除も放棄する。首席行政官は、免除の放棄の可能性について運営委員会に諮問する。運営委員会は、その諮問の必要性を最初に通知されてから一週間以内に討議を行うものとし、全ての状況に照らして適当な期間内に、放棄に関する拘束力のない意見を首席行政官に提供する。

(4)　首席行政官及び第十四条(2)に規定する局長については、運営委員会のみが、免除を放棄する権利及び義務を有する。運営委員会は、裁判の正当な実施を阻害するものであると判断する場合には、関連するいかなる免除も放棄する。

(5)　締約国の代表については、当該締約国の代表によって代表され、又は当該締約国の代表を指名する締約国が、免除を放棄する権利及び義務を有する。当該締約国は、裁判の正当な実施を阻害するものであると判断する場合には、関連するいかなる免除も放棄する。

(6)　この条約は、第三十八条に定める免除を除くほか、自国の国民又は永住者の犯罪行為に関する各締約国の管轄権を制限し、又は害するものではない。

(7)　首席行政官は、この条約に定める特権又は免除の濫用が発生したと接受国が認める場合には、要請により、濫用が発生したかどうかを決定するために当該接受国と協議する。その協議により首席行政官及び当該接受国にとって満足な結果が得られない場合には、この問題は、第五十七条に定める手続に従って解決する。

第四十四条

(1)　接受国の政府は、次の者（国籍のいかんを問わない。）について、自国への入国、自国における滞在及び自国からの出国を容易にするために必要な全ての適当な措置をとる。

(a)　実施機関の職員

(b)　実施機関の職員の世帯に属する随伴する家族の構成員

(2)　接受国の政府は、(1)に規定する者のＧＩＧＯの構内への出入りを阻害してはならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。ＧＩＧＯは、接受国が特に公衆衛生上の理由により住民全体の移動を制限する場合には、当該接受国と早急に協議する。

(3)　この条に規定する者が要求する査証又は許可の申請は、可能な限り速やかに取り扱う。

(4)　ＧＩＧＯは、この条に規定する者の氏名を接受国の政府に通報する。

第四十五条

ＧＩＧＯは、実施機関の職員を保健及び社会保障に関する適当な措置の対象とすることを確保する。保健に関する措置は、実施機関の職員の世帯に属する随伴する家族の構成員であって当該実施機関の職員の通常の職場が所在する接受国の国民又は永住者でないものも対象とする。

第四十六条

(1)　実施機関の職員は、その通常の職場が所在する接受国の社会保障機関に対する全ての強制的な拠出を免除される。もっとも、実施機関の職員は、その通常の職場が所在する接受国が許可することを条件として、当該接受国の社会保障制度に任意に拠出し、その結果として当該社会保障制度から利益を得ることができる。適当な場合には、接受国の保健制度が提供するサービスから利益を得る権利を実施機関の職員に与えるため、補完的な措置について定めることができる。

(2)　(1)の規定は、実施機関の職員の世帯に属する随伴する家族の構成員について適用する。ただし、当該随伴する家族の構成員が接受国の国内で被用者若しくは自営業者として労働に従事し、又は当該接受国から社会保障給付を受ける別段の権利を有する場合は、この限りでない。

(3)　この条約と社会保障について締約国間で効力を有する二国間協定とが抵触する場合には、この条約が優先する。

(4)　(1)及び(2)の規定は、接受国の国民及び永住者については、適用しない。

第四十七条

この条約の適用上、実施機関の職員「の世帯に属する随伴する家族の構成員」の意味は、接受国の政策及び法令に従って定める。

第八章　追加的な締約国の加入及び非締約国との協力

第四十八条

(1)　実施機関は、ＧＣＡＰに係る情報を取得することに関心を有する非締約国から意思疎通の申出がある場合には、指示を得るためにその旨を運営委員会に通知する。

(2)　(1)に規定する意思疎通は、この条約及びＧＣＡＰに参加することに関心を有する非締約国との予備的な討議の形態をとることができる。

第四十九条

(1)　追加的な締約国となる可能性がある国と実施機関とが交渉を行うことを許可するためには、運営委員会による全会一致の合意を必要とする。

(2)　非締約国によるこの条約への加入について最終的な決定を行うためには、締約国による全会一致の合意を必要とする。